

HPC を活用した自動車用次世代 CAE コンソーシアム運営会則

HPC (High Performance Computing) を活用した自動車用次世代 CAE (Computer Aided Engineering) コンソーシアム (以下「本コンソーシアム」という。) の運営等に必要な事項について、以下のとおり運営会則 (以下「本会則」という。) を定める。

第 1 章 総則

(設置)

第 1 条 本コンソーシアムは、今後の発展が見込まれる研究分野について、大学、研究機関等と連携して発展させ、かつ産業界との連携により産業応用までを見据えることにより、世界における当該分野の中核となることを目指すコンソーシアムとして、国立研究開発法人理化学研究所 (以下「理研」という。) の「産学官連携に係るコンソーシアム設置規程 (平成 27 年 9 月 17 日規程第 89 号)」に基づき、理研の科技ハブ産連本部に設置する。

(目的)

第 2 条 本コンソーシアムは、「富岳」等の次世代 HPC において、既存の熱流体や構造解析の大規模シミュレーションソフトウェアのデータ構造やアルゴリズムの最適化、並びに流体・構造統一解法による既存の CAE 技術とは抜本的に異なる新たなシミュレーションフレームワークの構築を行い、産学連携での実証解析により有用性を実証する。具体的には、実験では計測が難しい実走行条件下での性能の予測への適用、さらには多目的最適化や機械学習といったデータ科学との融合による新たな CAE 技術の創出を目指す。また、学术界から産業界への HPC 解析技術の伝承を行うことで、次世代の自動車ものづくりのフレームワークを産学官で連携して構築し、迅速に実用化・社会実装することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業 (以下「本事業」という。) を行う。

- 一 自動車用次世代 CAE システムのプロトタイプシステムの構築、ベンチマークテスト選定、プロトタイプシステムの実証試験及び実機を用いた検証。
- 二 意見交換、研究交流の機会提供
- 三 その他、本コンソーシアムの目的達成に必要な事項

第 2 章 会員

(会員の種類)

第 4 条 会員とは、本コンソーシアムの目的に賛同し、本コンソーシアムに参加して本事業の推進を図る団体 (以下「本会員」という。) で、次条第 1 項に基づき入会を承認された産業会員、大学・国立研究機関等会員をいう。

- 一 産業会員は、企業とする。
- 二 大学・国立研究機関等会員は、大学や国立研究機関等とする。

(会員の入退会等)

第 5 条 本コンソーシアムに会員として入会を希望する団体は、所定の入会申込書及び誓約書 (別紙様式第 1) (以下「申込書」という。) を第 7 条第 1 項第一号に規定する会長 (以下「会長」という。) あてに提出するものとし、第 4 条の規定に該当する団体で、本会則、総会の議決、第 20 条に定める補則を遵守することを条件に、その団体の入会を第 8 条に定める総会において議決された場合、会員として加入することができる。

2 会員が退会しようとするときは、その理由を付した退会届を会長あてに提出しなければならない。

3 会員は、本条第 1 項で提出した申込書の内容に変更があったときは、速やかに、変更後の内容を反映した申込書を会長あてに提出するものとする。

4 会員が、第4条に該当しなくなった場合、本会則の履行に関し不正又は不当な行為があった場合、別途定める規程に掲げる不適格事項に該当した場合、その他本コンソーシアムの会員としてふさわしくない行為や状態が生じた場合、除名できるものとする。

(会員の権利及び義務)

第6条 会員は次の各号の権利を有する。

- 一 会員は、本事業に参加する権利を有する。
 - 二 産業会員は、総会に参加し、その議決権を有する。なお、議決権は、それぞれ1とする。
 - 三 大学・国立研究機関等会員は、総会に参加できるが、議決権を有することはできない。
ただし、理研は、総会に参加し、その議決権を有する。なお、議決権は1とする。
- 2 全ての会員は、1団体につき1名の総会における代表者（以下「代表者」という。）を定めることとする。議決権を有する会員の代表者は、総会において、会員を代表して議決権を行使する。
- 3 会員は、以下の義務を負う。
- 一 会員は、本会則、総会の議決、第20条に定める補則を遵守し、本コンソーシアムの目的を達成するために協力するものとする。
 - 二 総会や各種会合等への参加費用については、会員自らがこれを負担する。

第3章 役員

(役員)

第7条 本コンソーシアムは、役員として、次に掲げる会長、副会長及び幹事を置く。

- 一 会長1名 理研の身分を有する者の中から、理研の理事長が指名する。
- 二 副会長1名 理研の理事長が指名又は理研外部の者に委嘱する。
- 三 幹事若干名 会長が指名する。

- 2 会長は、本コンソーシアムを代表し、本コンソーシアムを統括する。
- 3 副会長及び幹事は、会長を補佐する。
- 4 会長が欠けたとき又は事故のあるときは、副会長がその職務を代行する。
- 5 会長、副会長及び幹事の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第4章 総会

(総会)

第8条 総会は原則として毎年度1回開催し、会長が召集する。

- 2 総会の議長は会長が務める。
- 3 総会は、運営委員会が提出する議案のほか、本コンソーシアムの運営に関する次の事項を議決する。
 - 一 事業計画、収支予算について
 - 二 事業報告、収支決算について
 - 三 会員の入退会、除名について
 - 四 第13条に定める会費について
 - 五 第10条に定めるワーキンググループの設置について
 - 六 その他重要事項
- 4 総会は、議決権を有する会員の代表者の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成で議決する。可決同数の場合は、議長の議決するところによる。ただし、本条第3項第三号については、議決権を有する全ての代表者の4分の3以上の賛成で議決する。
- 5 議決権を有する代表者のうち、総会に出席することができない者は、予め書面により、会員内の代理人（以下「代理人」という。）を指定することができる。なお、総会における代理人の意見は会員の意見とみなすこととする。

6 会長は、必要があると認めるときは、臨時に総会を開催することができる。

7 別に定めるメール審議によって、総会の議決とすることができる。

第5章 組織

(運営委員会)

第9条 本コンソーシアムの運営を円滑かつ効率的に進めるために、本コンソーシアムに運営委員会を置く。

2 運営委員会は、会長、副会長及び幹事から構成される。

3 運営委員会の委員長は、会長が務める。

4 運営委員会は、総会に議案を提出する。

(ワーキンググループ)

第10条 本事業を推進するため、本コンソーシアムに、一部又は全ての会員から構成されるワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループを設置しようとする会員は、ワーキンググループの名称、代表者の候補者名、ワーキンググループの活動内容及び設置理由、その他必要な事項を会長に文書で申請するものとする。

3 ワーキンググループで発生する費用は、ワーキンググループに参加する会員で協議して負担するものとする。

4 ワーキンググループの代表者は、ワーキンググループでの秘密情報及び知的財産を適切に管理するものとする。

5 会長が、ワーキンググループに活動報告を求めた場合は、ワーキンググループの代表者は適切に報告するものとする。

(事務局)

第11条 本コンソーシアムの事務局は、理研の科技ハブ産連本部及び計算科学研究推進室に置く。

2 事務局は、理研に所属する職員が務めることとする。

第6章 会計

(会計年度)

第12条 本コンソーシアムの会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

ただし、設立初年度は、本会則の施行日から当該年度の3月31日までとする。

(会費)

第13条 本コンソーシアムの運営に要する経費(ワーキンググループの活動に要する費用は除く)は会員からの会費をもって充てる。

2 前項の会費は次に定める額とする。

産業会員 年額 10万円

3 第5条第2項による会員の退会の他、いかなる場合においても既に支払われた会費は返還されない。

(予算及び決算)

第14条 予算及び決算は運営委員会で立案する。

2 運営委員会は、当該年度の予算及び決算を総会に提出し承認を得るものとする。

3 事務局は、当該会計年度の収入及び使途並びに経理状況を運営委員会に報告しなければならない。

第7章 秘密情報

(情報の取扱い)

第15条 本事業において、一部の会員に秘密として特定され開示を受けた情報を除き、会員間において開示される全ての情報は、他の会員に開示することができる。

2 本事業において、秘密として特定する情報を開示する場合の取扱いについては、別途規程を定める。

第8章 知的財産権

(知的財産権の取扱い)

第16条 本事業において、会員が開示提供する知的財産権および新たに取得した知的財産権の取扱いについては、別途規程を定める。

第9章 その他

(解散)

第17条 本コンソーシアムの解散は、本コンソーシアムの目的が達成されたと認められる場合、本コンソーシアムの運営が困難となった場合等に、総会の議決を経て会長がこれを行うものとする。

(会則の改廃等)

第18条 本会則の改廃は、総会の議決を経て行う。

(設置期間)

第19条 本コンソーシアムの設置期間は、本コンソーシアム設立の日から2027年3月31日までとする。ただし、総会において事業継続が議決された場合、必要とされる期間(年単位)を延長し、以後も同様とする。

(補則)

第20条 本会則の定めるものの他、本コンソーシアムの運営に必要な事項は、総会の議決を経て別に定めることができる。

(協議)

第21条 本会則の解釈等、本コンソーシアムの運営方法に疑義が生じた場合については、運営委員会の協議をもって円満にこれを解決するものとする。

附則

本会則は、平成29年11月6日から施行する。

附則(平成30年5月15日改正)

本会則は、平成30年5月15日から施行する。

附則(令和2年11月16日改正)

本会則は、令和2年11月16日から施行する。

附則(令和5年11月9日改正)

本会則は、令和5年11月9日から施行する。